

## 委託訓練事業の概要について

岩手県商工労働観光部

定住推進・雇用労働室

### ● 要旨

岩手県では、職業能力開発促進法第4条第2項に基づき、国(厚生労働省)から委託を受け、離職者等に対する職業訓練を実施しています。

職業訓練の実施にあたっては、民間事業者に委託し、離職者等が早期に再就職出来るような訓練カリキュラムを実施していただくとともに、訓練修了後の就職支援も含めて総合的に支援をしていただくようお願いしているものです。

参考：職業能力開発促進法第4条第2項（一部抜粋）

国及び都道府県は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。

### ● 委託訓練の概要

求離職者等に対する職業訓練は、国（厚生労働省）が定める委託訓練実施要領に基づき、全国各地で実施しておりますが、令和8年度に本県で実施予定の委託訓練は以下のとおりです。

- 1 知識等習得コース
- 2 長期高度人材育成コース
- 3 建設人材育成コース
- 4 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース

上記訓練コースは、再就職に当たり、職業能力の開発を必要とする求職者に対する多様な職業訓練の受講機会を確保し、就職に繋げて行くことを目的として設定しています。

上記1のうち、「母子家庭の母等の職業的自立促進コース併用型訓練」（併用型訓練）は、準備講習と委託訓練（うち知識等習得コース）を統合したコースとして設定し、母子家庭の母等の能力、適性及び地域の雇用ニーズに合致した委託訓練を実施することにより、離職者の自立促進に資することを目的としています。

また、上記4は受講生の平均年齢が上昇傾向にあることを鑑み、高齢求職者の就職を促進することを目的としています。

### ● 職業訓練の詳細

県内で実施している職業訓練の詳細は、以下のとおりです。

## 1 訓練内容

### (1) 知識習得コース

訓練コース	主な訓練科名（主な内容）	訓練期間
事務系コース	パソコン基礎科 パソコン実務スキルアップ科（表計算、文書作成、PowerPoint）	2か月（180時間）
	オフィス会計科（簿記概論実習、PC基礎Excel） 総務・経理実務科（簿記の資格取得） 簿記2級実務科（簿記の資格取得） 簿記パソコン科（日商簿記3級、Word・Excel3級） パソコン実務科 (基礎からWord文書処理技能検定2、3級等)	3か月（360時間）
	簿記パソコン科（簿記の資格取得）	4か月（480時間）
	建設人材育成科（建設業経理士2級、建築構造知識の習得）	6か月（720時間）
医療・介護系コース	介護サービス科（短期）（介護サービス実践力強化）	2か月（180時間）
	医療事務科（医療クラーク、メディカルオペレータ） 福祉サービス科 介護パソコン科（介護初任者研修課程、3級ワープロ技士）	3か月（360時間）
	Webデザイン科 グラフィックデザイン科 (グラフィックデザインの基礎知識の習得) Webエンジニア科 Webクリエイティブ科（Webサイト作成運営等）	3か月（360時間）
情報系コース (デジタル分野)	Webデザイン科 ITスタートアップ科	4か月（480時間）
	Webエンジニア科 Webデザイン科	6か月（720時間）
サービス系コース	不動産ビジネス科 (不動産取引に関する実践的な知識の習得)	6か月（720時間）

### (2) 長期高度人材育成コース（令和8年度の委託事業者の募集は終了しました。）

訓練コース	主な訓練科名（主な内容）	訓練期間
国家資格等取得コース	介護福祉士養成科（介護福祉士の資格取得） 保育士養成科（保育士の資格取得） その他の訓練科（国家資格等の取得）	24か月

### (3) 建設人材育成コース

建設系コース	総合オペレーション科 (建設機械技能講習等の資格取得)	2か月
	総合建設運転科 (建設機械等や溶接技能等の資格取得)	3か月

(4)高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース

事務系コース	パソコン習得科	4か月
--------	---------	-----

## 2 訓練対象者

公共職業安定所に求職申込みを行っている者で、公共職業安定所長より受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。

- ※ 「母子家庭の母等」とは、就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母や自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者をいいます。
- ※ 併用型訓練の実施方法は、以下のとおりです。
  - ・準備講習 原則 5 日間  
(標準 5 時間/日、内容：就職への意識啓発等を目的とした講習)
  - ・職業訓練 原則 3 か月  
(標準 100 時間/月、内容：介護サービス科、OA 実務科等)
  - ・準備講習受講後、委託訓練（うち知識等習得コース）受講者と合流して受講。

## ● 委託訓練実施機関

実施機関(委託発注機関)は以下のとおりです。

実施機関名	実施事業名	実施地域
岩手県立産業技術短期大学校 (矢巾校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識等習得コース（6か月）</li> <li>・知識等習得コース（4か月）</li> <li>・知識等習得コース（3か月）</li> <li>・知識等習得コース（2か月）</li> </ul> <p>※母子家庭の母等の職業的自立促進事業知識等習得コース併用コース（2～3か月）</p>	盛岡、花巻、 北上
岩手県立産業技術短期大学校 (水沢校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識等習得コース（6か月）</li> <li>・知識等習得コース（3か月）</li> <li>・知識等習得コース（2か月）</li> </ul>	奥州、一関、 大船渡

実施機関名	実施事業名	実施地域
岩手県立宮古高等技術専門校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識等習得コース（6か月）</li> <li>・知識等習得コース（4か月）</li> <li>・知識等習得コース（3か月）</li> <li>・建設人材育成コース（2か月）</li> <li>・高齢者スキルアップ・スキルチェンジコース（4か月）</li> </ul>	釜石、遠野、宮古
岩手県立二戸高等技術専門校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識等習得コース（3か月）</li> <li>・知識等習得コース（2か月）</li> <li>・建設人材育成コース（3か月）</li> </ul>	久慈、二戸
定住推進・雇用労働室	長期高度人材育成コース（24か月）	委託機関の所在地

### ● 委託事業内容

訓練の実施以外にお願いする委託業務の主な内容は、下記のとおりです。

- 1 必要に応じた訓練受講者の募集及び選考への協力
- 2 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- 3 訓練の指導記録の作成
- 4 訓練受講者の欠席届等に係る確認及び指導
- 5 訓練受講者の中途退講に係る事務処理
- 6 公共職業安定所に提出する書類（受講証明書等）に係る指導及び事務処理
- 7 職業訓練受講給付金対象者に係る事務処理
- 8 訓練実施状況の把握及び報告（月次報告・随時報告）
- 9 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
- 10 能力評価及び職業能力証明シートの作成
- 11 訓練修了者の就職状況に係る報告
- 12 定着状況の把握及び報告
- 13 訓練受講者全員の損害賠償責任に対する民間保険への加入指導
- 14 災害発生時における県（実施機関）への連絡
- 15 その他訓練及び就職支援の実施に伴い県が指示する事項

### ● 訓練指導体制

職業訓練を受託していただくに当たっては、以下の指導体制を確保する必要があります。

《各訓練共通》

- 1 受講生全員が修了できるような指導体制を確保すること。
- 2 訓練の担当者は、職業訓練指導員免許を有する者又は準ずる者（職業能力開発促進

法第30条の2第2項に該当する者等)であること。

- 3 指導員は、事業ごとに決められた人員を配置すること。
- 4 訓練コース以外の受講者との混合訓練はしないこと。
- 5 指導員は訓練に専念して従事すること。(同時間帯に他の講座との掛け持ちはしないこと。)
- 6 受講者を委託訓練、準備講習に関係ない作業に従事させないこと。
- 7 訓練導入担当者は原則としてキャリア・コンサルタント有資格者とすること。
- 8 訓練実施中にキャリア・コンサルティング(3回以上)を実施し、ジョブ・カードの作成を支援すること。

### ● 公的職業訓練の効果的な実施のための更なる連携強化について(平成26年9月厚労省)

- 1 関係機関連携体制の強化
- 2 公的職業訓練ニーズの把握及びニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定
- 3 適切な受講あっせんの推進
- 4 公共職業訓練受講者に対する就職支援
  - (1)修了1か月前を目処に受講者に安定所へ訪問して職業相談を受けること。
  - (2)修了時・3か月後時の個別の就職状況を、安定所等に提供すること。※注1

### ● 訓練施設整備等

職業訓練を受託していただくにあたっては、以下の設備を備えている必要があります。

- 1 行事等(就職ガイダンス等)に使用できる教室が確保されていること。
- 2 同一教室での集合訓練ができること。
- 3 受講者の休憩室(昼食等ができる部屋)が確保できること。
- 4 交通の便が良くない地域にあっては、受講者の駐車場を確保できること。
- 5 パソコンを使用する場合は、一人につき1台以上とすること。(受講科目によってはインターネットが使用できることを要件とします。)

### ● 就職支援について

訓練終了後3か月間の就職支援を実施して頂きます。

なお、受託された職業訓練において2回続けて同種訓練の就職率が低調の場合、同種の訓練を受託することができなくなることがあります。

### ● 職業訓練サービスガイドライン研修の受講について

令和3年度から職業訓練サービスガイドライン研修の受講が要件化されていますので、ご留意ください。

- 1 ガイドラインの重要性

ガイドラインは、民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項を具体的に提示したものであり、職業訓練サービスの質の向上を図るためにツールとなるもの。

## 2 ガイドライン研修の受講の要件化

平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）を委託契約締結の日において有効な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること又は委託先機関がISO29993（公式教育外の学習サービス－サービス要求事項）及びISO21001（教育機関－教育機関に対するマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引き）を取得していること（以下「ガイドライン研修等の受講要件」という。）を委託の原則とすること。

ただし、長期高度人材育成コースについては、当面の間、ガイドライン研修等の受講要件を適用しないこととする。

### 参考：研修の受講について

研修はオンデマンド型のeラーニング学習で実施されています。

研修の申込方法や受講期限等の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://jobtraining-guideline.mhlw.go.jp/>

なお、令和2年度までに実施した職業訓練サービスガイドライン研修の受講証明書の有効期限は受講日（発行日）から5年間です。

令和3年度以降に実施する本研修の受講証明書の有効期限は研修修了日から3年間となります。